

地域敬老会支援事業（10人以上の団体）

市では、長寿を祝福するとともに、広く地域の交流を深め、集いの場の創設と発展を図るため、地域で行う敬老会などの経費の一部を補助しています。令和8年度から対象人数や補助金額が変更になりました。お食事会などの新たな集いの場の創設のきっかけにご活用ください。

対象団体

- ・ 10人以上の団体（10人以上が市民）で次のいずれかに該当する団体
 - ア 町内会
 - イ 高齢者の交流の促進、健康づくり又は介護予防を目的とする活動を行う団体
- ※ 1団体につき同年度1回までの補助です。

対象事業（以下のすべてにあてはまるもの）

- ・ 敬老会や介護予防活動などの事業（名称に敬老会の有無は問わない）。
- ・ 参加者の半数以上が75歳以上で3分の2以上が他の地域敬老会支援事業（10人以上の団体）として補助金の交付を受けていないこと

補助額

- ・ 在宅の参加者1人につき1,000円を支給（上限10万円）。ただし、事業に要した経費が補助額を下回った場合は、事業経費分のみ支給します。
- ・ 参加費用を徴収した場合や他の団体などから補助金をすでに支給された場合は、事業経費からその費用を控除します。ただし、町内会や自治会、婦人会は社会福祉協議会の「地域福祉活動助成金」と併用して補助を受けることができます。

申請方法

市役所長寿応援課で申請してください。

- ①申請書（様式1）
- ②実施報告書（様式2）
- ③収支報告書（様式3）
- ④補助金交付名簿（様式4）
- ⑤領収書などの事業経費のわかるもの
- ⑥開催通知やチラシなどの事業を開催したことがわかるもの



問合せ／志木市役所長寿応援課
☎048（473）1395
E-mail：
tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp